

浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月31日


浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第 38 号

浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則の一部を改正する規則

浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則（平成 7 年規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 3 条第 1 項第 2 号中「60歳」を「65歳」に改める。

別記第 4 号様式中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 1 号及び第 3 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以後に雇用した対象者に係る奨励金について適用し、施行日前に雇用した対象者に係る奨励金については、なお従前の例による。